

平成24年1月17日

第2351号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（26・団体指導室）…………… 1
○土地収用法による事業の認定（27・建設管理課）…………… 1

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）…………… 3
○県営土地改良事業工事の完了（雄勝地域振興局農林部）…………… 4

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（1・教育庁総務課）…………… 4

告 示

秋田県告示第26号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年1月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
秋田県由利本荘市岩城内道川字内道川146番地 金森巳嗣 秋田県由利本荘市岩城勝手字新谷6番地 小野弘	岩城	秋田県漁業協同組合	平成24年1月17日から 同月31日まで	秋田県にかほ市金浦字塩焚浜番外地 秋田県漁業協同組合南部総括支所

秋田県告示第27号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定に基づき、告示する。

なお、同法第31条の規定により、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、同法第33条の規定に基づき、併せて告示する。

平成24年1月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 起業者の名称 鹿角市
- 2 事業の種類 （仮称）学習文化交流施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 秋田県鹿角市花輪字八正寺地内
 - (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

平成23年12月2日付けで鹿角市より申請のあった（仮称）学習文化交流施設整備事業（以下「本件事業」とい

う。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、鹿角市が図書館、文化ホール、市民センター、子育て支援施設、交流広場など子どもから高齢者まで多くの市民が集い、文化・交流活動の場を確保するための複合的な機能をもつ施設を建設するものであり、土地収用法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項の規定に基づいて鹿角市が作成した「鹿角市中心市街地地区都市再生整備計画」に基づいて施行される事業であることから、鹿角市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、鹿角市は平成23年度一般会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。

以上により本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、子どもから高齢者まで多くの市民が集い、学習活動や文化活動、市民活動、子育て活動など様々な活動を通し、交流・連携・ふれあいを深め、市民の一体感を醸成するとともに、地域の新たな活動の創造とまちづくりを支えるひとつの拠点となる複合施設を整備する事業である。

鹿角市においては、近年定住人口の減少による空洞化と少子高齢化が進行し、中心市街地としての商店街の衰退が著しくなっている。

また、市街地の外延化や平成22年5月の総合病院の郊外移転に伴い、中心市街地の歩行者、交通量の減少により、中心部の賑わいや活力が低下してきている。

複合施設に取り込まれる個別の施設の現状として、花輪図書館は昭和25年に建設された建物を転用して利用しており、老朽化が著しく建物も狭隘で適切なサービスが困難となっていることから市民から建て替えの要望が出されている。花輪市民センターは建築から30年が経過し、特に講堂棟は耐震診断で補強が必要とされるとともに利用者の増加で利用への不自由をきたしている。また、ファミリーサポートセンターは現在の施設を仮の場所として設置しているような状態であり、施設も手狭であるなど問題を抱えている。

文化ホールについては県内の市で唯一施設を所有しておらず、現在は音響や舞台照明が完備されていない施設での不自由な活動を余儀なくされており、市民意識調査の結果でも芸術文化にふれる施設の整備は市民の願である。

鹿角市では中心市街地のまちづくりの方向性を探るため、平成20年度に関係者、関係団体、公募による市民の参画を得て「まちづくり懇話会」や「市民検討委員会」による「鹿角市まちづくりビジョン」を策定し、中心市街地の将来像や基本方針など、まちづくりの目標を設定した。その中で中心市街地の活性化のため、多くの市民が参加する多彩な文化・交流活動が活発に行われる拠点として複合施設の整備が位置付けられた。

平成21年度には、このビジョンの方向性を踏まえ、市民、関係団体、学識経験者による「（仮称）学習文化交流施設基本計画検討会」を開催し、複合施設の理念や方針、各構成施設の考え方など施設の基本計画をまとめ、平成22年度に市民参加型のワークショップ「みんなで文化交流の杜をつくる会」を立ち上げ、施設の使い方などに対する提案やアイデアを施設整備に反映させている。

本件事業の完成により、各既存施設の現状の問題の解決を図り、また、文化交流拠点の形成及び生活基盤の整備によるにぎわいの再生と生活利便性の向上に大きく寄与するものである。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び秋田県環境影響評価条例（平成12年条例第137号）による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業地内には、周辺の動植物をはじめ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に指定される希少な野生動植物の生息及び植生は確認されていない。

さらに、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

また、本件事業の工事にあたっては、国土交通省が策定した建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に準拠し、低騒音・低振動型建設機械を使用する等周辺の環境に配慮するよう努めることとしている。

以上のことから、生活環境、自然環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと認められる。

ウ 複数案の検討

起業地の施行に当たっては、申請案のほか、鹿角市花輪字下花輪及び中花輪地内に整備する案と鹿角市花輪字

柳田地内に整備する案とがあるが、

- (ア) 事業に必要な面積・形状が確保できること
- (イ) 交通の利便性が良好であること
- (ウ) 周辺環境への影響が少ないこと
- (エ) 事業の経済性が優れていること
- (オ) 市民が容易に施設を利用できる位置にあること

等の基準により3案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

エ 事業計画の合理性

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)で述べたとおり、鹿角市の中心市街地においては、空洞化が進み都市機能が低下しており、できるだけ早期に活性化を図っていく必要がある。

このため、鹿角市では「第6次鹿角市総合発展計画（平成23年度～平成32年度）」において、地域のつながりによって市民が安心して暮らせる地域力の向上、多種多様なつながりによって活力を創造していく産業力の向上、こうした地域全体の総合力を向上させることで、住んでいる人たちの笑顔があふれ、いつまでも住み続けたいくなるようなまちの実現を目指し、将来都市像を「笑顔がつながり活力を生むまち・鹿角」とした。その実現に向けた前期基本計画のなかの「まちなか賑わい創出プロジェクト」においても、本件事業を中心市街地における交流の促進を図るための重点プロジェクトとして位置付けている。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、(仮称)学習文化交流施設、屋外交流広場、駐車場、敷地内通路として事業計画に必要な範囲と認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

ウ 本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

鹿角市 総務部政策企画課

6 収用又は使用の手続が保留される起業地

秋田県鹿角市花輪字八正寺地内

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成24年1月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成23年度建設資材価格市況調査（2月調査）業務委託 GK23-YG

(2) 業務概要

平成24年4月以降適用の秋田県設計資材価格の基礎資料作成業務 1式

(3) 履行期限

平成24年3月29日

(4) 業務場所

別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 主たる営業所又は営業所を東北六県に有すること。
- (3) 過去10年以内に東北六県において、建設資材価格市況調査業務を元請として完了させた実績があること。ただし、特殊資材単品のみ建築関係資材及び産業廃棄物処理施設のみの特別調査は対象外とする。
- (4) 管理技術者は、建設資材価格市況調査業務に従事した経歴を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く）であること。
- (7) 当該業務に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班
(電話018-860-2419)
- (2) 交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年1月17日（火）から同月23日（月）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年1月25日（水）午後1時
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎（本庁舎）6階西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

県営土地改良事業（小野地区地域用水機能増進事業）につき、その工事を平成17年3月10日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第1号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成24年1月17日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

1 日時

平成24年1月19日午後2時

2 場所

教育委員会委員室

3 案件

(1) 校長の人事についての専決処分報告について

(2) その他

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号